

奈良まほろば館新拠点首都圏プロモーション業務委託仕様書

1. 趣旨

奈良県（以下「本県」という。）では、東京都中央区日本橋室町にて、首都圏における情報発信拠点「奈良まほろば館」を運営しているが、令和3年7月（予定）に東京都港区新橋に移転することとしている。移転後の奈良まほろば館（以下「新拠点」という。）では、観光情報発信による県への誘客の促進や、県産品のイメージアップ、ブランド力の向上、品質等のブラッシュアップを通じた販路の開拓を図ることを目的とし、観光情報発信、展示・イベント、物販（軽飲食含む）、飲食の機能を一体的に展開する予定である。

この新拠点の開業を首都圏に周知し認知度の向上を図るとともに、幅広い層の誘客を促進する。

2. 業務名

奈良まほろば館新拠点首都圏プロモーション等業務

3. 委託期間

契約日から令和4年3月31日まで

4. 業務の概要

(1) 業務目的

- ・新拠点の周知、認知度の向上
- ・新拠点への定期的な集客
- ・本県及び新拠点に興味を持つ新たな顧客の獲得とリピーターの確保

(2) プロモーションのターゲット

①新拠点周辺で活動する人

- ・新橋、銀座、汐留周辺のオフィスや店舗で勤務する人
- ・新橋、銀座、汐留周辺の買い物客

②本県及び新拠点に興味を持つ人

- ・現まほろば館（日本橋室町）で買い物をしたことがある人
- ・本県へ行ったことがある、または行ってみたいと考えている人
- ・本県の歴史文化、伝統等に関心がある人

③本県にゆかりのある人

- ・本県出身者、本県に親類等を持つ人
- ・本県と関係性の深い企業の経営者及び従業員
- ・本県と関係性を持ちたいと考えている企業、団体等

④今後本県に興味を持つ可能性のある潜在層

- ・まだ本県についての関心はないが、何かのきっかけに本県への興味を持つ

可能性のある、良質で洗練されたセンスを持つ人

(3) 業務において重視するポイント

- ① オープニングイベントの企画内容及びメディアへの訴求度
- ② 新拠点への誘客効果
- ③ 新たなファンの獲得（潜在需要の掘り起こし）
- ④ 費用対効果（来訪者数、メディア取材の広告費換算等）
- ⑤ 波及効果（アテンション効果、口コミ効果、本県への誘客促進）

5. 具体的な業務の内容

(1) オープニングイベント等の企画、運営

① 内覧会の企画、運営

物販、レストランそれぞれのオープンにあわせ、内覧会を実施する。

時期：7月頃 ※工事の進捗状況等により、変動する可能性がある。

参加：県関係者、在京メディア、新拠点周辺企業など

回数：物販 1回、

レストラン 3回程度（ランチ：平日、土日祝各1回、ディナー：平日1回）

内容

- ・招待者の提案、連絡調整、受付、来場者対応
- ・メディア等に対する周知広報（周知広報先のリスト作成を含む）
- ・進行管理（実施計画・運営マニュアルの作成、来場者受付等）
- ・運営事業者との連絡調整、必要経費の支払い
- ・記念品の贈呈 など

② オープニングセレモニーの企画、運営

新拠点の完全オープンにあわせ、オープニングセレモニーを実施する。

時期：7月頃 ※工事の進捗状況等により、変動する可能性がある。

参加：県関係者、在京メディア、新拠点周辺企業など

日数：1週間程度（セレモニーは1日とし、それ以降はオープニング記念として催事を開催）

内容

- ・招待者の提案、連絡調整、受付、来場者対応
- ・メディアやインフルエンサー等に対する周知広報
- ・進行管理（実施計画・運営マニュアルの作成、来場者受付等）
- ・式典運営（司会進行、テープカット、鏡開き等）
- ・館内装飾
- ・特別イベント（県の伝統芸能等）の企画、運営
- ・記念品の贈呈 など

(2) 新拠点の認知度向上、誘客促進PR

① ホームページの作成、運営

新拠点の情報（館案内、お知らせ、アクセス、物販、レストラン、講座等のイベント）を発信するホームページを作成し運営する。ホームページの内容、構成は企画提案とするが、ユーザビリティに配慮するとともに、県や運営事業者がそれぞれ自身で容易に更新できる仕組みを採用するとともに、県の既存の情報ツール（奈良まほろば館Facebook及び奈良まほろば館Instagram）と連携し効果的な情報発信が可能なものとする。

また、サーバ（レンタルサーバも可とする。）の用意は受託者で行うこととし、運営保守に必要な経費は委託料に含むものとする。なお、契約期間終了後、ホームページにかかる運営管理一式を県に引き継ぐこと。

ホームページ運営の際には、SEO対策やリスティング広告の実施など、アクセス数向上のための手法を積極的に取り入れること。

② SNSでの発信

FacebookやInstagram、TwitterなどのSNSを活用し、多様な層に新拠点と奈良の魅力を訴求する情報発信を行う。公式アカウントを開設する方法に限らず、発信する情報ごとに、一定のターゲット層へ訴求力を有するインフルエンサーを活用するなど、活用方法は効果的な方法を検討すること。また、新拠点の取り組み（新商品、販促イベント、文化講座など）と連動した効果的な発信を行うこと。

③ WEBプロモーションの提案

新拠点のオープン当初に焦点を当てた館運営と有機的に連動した効果的なWEBプロモーション戦略を提案すること。また、オープン以降、定期的に戦略を見直し提案を行うこと。県が開催する運営会議等に参加し、プロモーション戦略の説明、意見交換、助言等を行うこと。

④ メディア等向け参加型イベントの企画、運営

秋・冬の旬の食材や伝統行催事などのPRを通じた新拠点への誘客促進と奈良ファンの創出のため、特に発信力の高いメディア関連やインフルエンサー、旅行・交通事業者等の関係者を対象に参加型のイベントを実施する。

回数：年10回程度（うち、レストランでのイベントは4回程度とする。）

内容：レストランでの試食試飲会、イベントスペースでのセミナーや伝統工芸等のワークショップなど

(3) 各種PRツールの作成

館内パンフレット及びショップカード、ノベルティ（セレモニー等招待者用、一般来場者用の2種）等を企画、作成する。デザイン料、印刷・製作費は委託料に含む。パンフレット等の印刷物については、完成データを県に引き渡すこと。パンフレット及びショップカードについては、単に館の機能を伝えるだけではなく、本県や館の魅力を伝えるハイセンスなものとする。

- ・パンフレット（新拠点の基本情報）日本語 4,000部以上、英語 1,000部以上
- ・ショップカード 10,000枚以上
- ・ノベルティ セレモニー等招待者用300個以上、一般来場者用1,000個以上

(4) プレスリリース等による広報の企画、実施、分析

①全国及び首都圏メディア等へのリリース配信の企画と実施

主要メディアに加え、インフルエンサーの活用及び新拠点周辺企業へのリリースについても積極的に行うこと。

②定期レポートの作成（月1回程度）

ア 掲載メディア

イ 掲載内容（録画、紙面コピー等）

ウ メディア露出の広告費換算等（プレスリリースに起因する以外のものも含む）

(5) 報告書等の作成・提出

下記の書類をA4で作成し提出すること。様式は任意とする。

①業務実施計画書

・契約締結後、県担当者と協議・調整の上、速やかに作成し、提出するものとする。

・本業務の実施方法、業務工程表及び業務従事者の氏名を記載すること。

②議事録

・業務の円滑な進捗を図るために県担当者と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合は、必要に応じ、その内容について議事録を作成し、都度、提出するものとする。

③業務実施報告書

・本業務の実施過程や経過が明確となるよう作成すること。

6. 業務スケジュールの想定

- ・6月中旬 ホームページの完成、各種PRツールの完成
- ・7月上旬 ホームページ公開、SNSでの発信
- ・7月下旬 内覧会の実施（物販）、内覧会の実施（レストラン）、オープニングセレモニー
- ・随 時 WEBプロモーションの提案、

メディア等向け参加型イベントの企画、運営
プレスリリース等による広報の企画、実施、分析

7. 成果品等の提出方法

制作した各制作物の完成デザインデータを PDF 及び Adobe Illustrator 形式の印刷用原稿データとして作成し、CD-R 等電子媒体で提出すること。報告書等については、書面で提出すること。納品日は制作物ごとに本県が指定する日付とし、納品場所は、奈良県観光局観光プロモーション課とする。

8. 貸与資料

本業務を実施する上で必要な行政資料は、本県が貸与するものとする。本件受託者は本県の指示に従い、借用書を本県に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を本県に返却しなければならない。

9. 秘密の遵守

本件受託者は、本業務実施中に生じるすべての成果物を、本県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。本県より貸与された資料および成果物については、本件受託者は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。

10. 第三者の権利侵害の禁止

本件受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、本件受託者の責任、負担において対応し、本県は責任を負わないものとする。

11. 著作権等

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、奈良県に帰属する。
- (2) 本県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 本件受託者は、本県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

12. その他の事項

(1) 再委託

原則として、本件業務の一部または全部第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこにふくまれる情報を記載した書面を本県に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。なお、本業務に伴い成果物については、物品等の製造いかんにかかわらず、本件受託者が最終責任を負うこととし、これが本件受託者と製造者との契約等によって担保されていること。

(2) 仕様変更

本件受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本県と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 業務完了後の審査等

本県は、本件受託者より業務完了の報告を受けた場合、業務内容の審査及び報告を求める事ができ、また、事業場への立ち入りや帳簿書類その他の物件を検査し、関係者への質問等、必要な調査を行うことができるものとする。

(4) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

③ 本事業の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本事業の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(5) 情報セキュリティの考え方

乙は、本件業務において収集・保有する情報に含まれる個人情報について、その取扱いには細心の注意を払い、個人情報保護法、奈良県個人情報保護条例

等関係法令に違反しないこと。

(6) その他

本業務の実施にあたっては、本県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、本県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、本県と協議すること。